

商工会議所会員の皆さまへ

業務災害補償プラン

ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕

“今”という時代の労災リスクに、2つの安心。



経営を
守る補償

使用者賠償補償

+



従業員を
守る補償

労働災害補償

中途加入も毎月受付中

加入依頼書を毎月15日までに取扱代理店にご提出いただくと
翌月1日から1年間の保険期間となります。



日本商工会議所

補償の強みを

知る

「経営」と「従業員」、ダブルの安心でここまで頼もしく!

業務災害補償プランの

特長
1

多数割引30%に加え、 加入者ごとの割引を適用!

- ・団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引を適用します。
- ・「健康経営優良法人認定制度」(経済産業省)の認定を受けている加入者にはさらに5%の割引を適用します。

30%

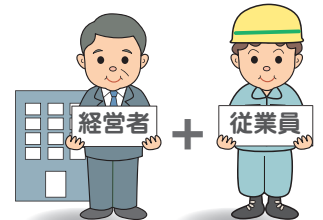
+

個別の
割引率

特長
2

2階建ての手厚い補償で 「経営」と「従業員」をお守りします。

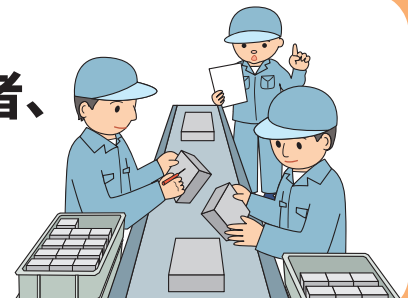
- ・従業員の労災事故による経営側への賠償請求に対応します。
- ・従業員に対する補償金として保険金をお支払いします。



特長
3

パート、アルバイトを含む全従業員、 建設業下請負人、運送業の傭車運転者、 派遣労働者、構内下請負人の方々も 幅広く補償します。

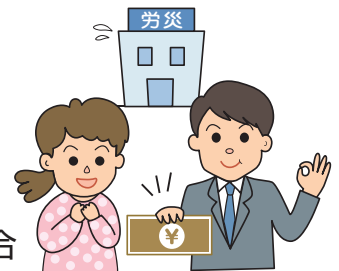
貴社の事業内容や売上高で保険料を算出します。



特長
4

保険金は政府労災保険の 認定を待たずにお支払いします。

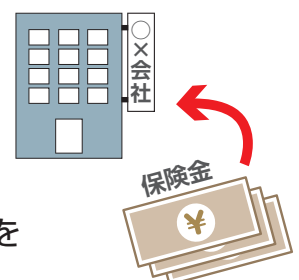
- ・政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。
- ※精神障害、脳・心疾患による補償保険金のお支払いは政府労災の認定が必要です。
- ※使用者賠償責任保険については、政府労災の認定を待つ場合があります。



特長
5

保険金を企業にお支払いする ことが可能です。

- ・災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金として企業に保険金をお支払いします。
- ※「事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書」をご提出いただきます。



特長!



特長 6

企業をめぐる労災訴訟では1事故あたり
最高5億円まで賠償責任を補償します。

企業をめぐる訴訟では億単位の賠償金が命じられる判決もあります。
そこで、会社経営を守るための十分な補償をご用意しました。

特長 7

ケガだけでなく、**うつ病による自殺や
過労死等の新型労災**にも対応します。

近年増加している経営側への賠償請求にも手厚い補償でお応えします。



特長 8

オプション

地震・噴火またはこれらによる**津波**まで、
天災によるケガも補償します。



特長 9

オプション

雇用上の差別、不当解雇、セクハラ・パワハラ等の
行為に伴う企業・役員への賠償請求にも
最高3,000万円まで補償します。

特長 10

工事業の場合は経営事項審査(W1)で
15ポイントの加点が可能です。

「業務災害補償プラン」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。(2022年6月現在)

加点対象となるための 3条件

すべての
工事について、

- ① 死亡および後遺障害の第1級～第7級を補償していること。
- ② 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③ 貴社の全従業員および全下請負人の全従業員を補償対象としていること。

補償の手厚さを 知る

充実の基本補償、心強いメンタルヘルスケアサービス、多彩 経営と従業員をダブルサポー

使用者賠償補償

万が一の労災事故発生により、企業または役員の方が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。



基本補償① 損害賠償金

企業または役員が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

1事故あたり最高 **5億円**

お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。



基本補償② 費用保険金

企業または役員が負担する次の争訟費用等をお支払いします。

1. 弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
 2. 争訟に対応するための諸費用
 3. 解決のための引受保険会社への協力費用
 4. 第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用
 5. 損害の発生および拡大を防止するための費用
- ※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただけます。

労働災害補償

役員、従業員の方々が業務災害や通勤災害によりケガなどを被った場合、災害補償規程などに基いて支出する補償金に対して、保険金をお支払いします。



基本補償① 死亡・後遺障害補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害を被られた場合にお支払いします。

基本補償② 入院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として入院された場合にお支払いします。(支払日数*限度)

基本補償③ 手術補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし1事故につき1回の手術にかぎります。(支払日数*以内の手術にかぎります。)

基本補償④ 通院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします。(90日限度)

※支払日数は1,000日、180日から選択いただけます。

◆お支払いする身体障害の例

- 業務中または通勤中の事故によるケガなど
(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。)
- 業務に起因して生じた症状(熱中症、しもやけ、潜水病など)
(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるものをいいます。)
- 業務に起因する精神障害、脳血管疾患、虚血性心疾患など
(労災保険法等で給付が決定されたものにかぎります。)



補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々が補償の対象となります。(氏名を通知していただく必要はありません。)

	業務中	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の従業員・パート・アルバイト	◎	—
●建設業者の場合：貴社の下請負人(注1) ●貨物運送事業者の場合：貴社の備車運転者(注2)	◎	—
もっぱら貴社が業務のために所有もしくは使用する施設内または貴社が直接業務を行う現場内において、貴社との契約(注3)に基づき貴社の業務に従事するもの	◎	—
出向者(注4)	○	—

◎：補償の対象となります。 ○：ご希望により補償の対象とすることができます。

△：業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

(注1) 下請負人とは建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(注2) 備車運転者とは貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人および業務委託契約における受託人をいい、数次の請負もしくは業務委託の場合を含みます。

(注3) 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。

(注4) 出向者については、貴社と雇用関係を結ぶ、出向元の役職員や、貴社に出向してきており、貴社と雇用関係のない役職員を補償対象者の範囲に含めることができます。

ト！業務災害補償プランの補償内容

オプション補償

クレーム等対応費用 補償特約

クレーム行為によって被保険者の業務遂行に支障が生じ、解決するために、被保険者が負担する弁護士費用を補償する特約です。

従業員による不誠実行為 補償特約

使用人が行った窃盗・横領などの不誠実行為により、被保険者が被った財産上の損害を補償する特約です。

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、不当解雇、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントに起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。

天災危険補償特約

業務中や通勤中に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても、補償する特約です。

入通院臨時費用補償特約

業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された費用等を補償する特約です。

臨時費用

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなったり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。

休業補償保険金支払特約※

業務中のケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、1日につき休業補償保険金日額を限度にお支払いする特約です。
※休業補償保険金のおてん補期間は180日、362日、727日、1,092日から選択いただけます。

補償を 選ぶ ①

使用者賠償責任は、 3億円以上をお勧めします！

労災事故が 発生すると

①使用者責任を問われる可能性があります。

労働契約法 第5条【2008年3月施行】において、次のように安全配慮義務の明文化がなされました。

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ、労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

②補償（賠償）額が高額になります。

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が変更されました。これに伴い、損害賠償額が増えることが予想されます。

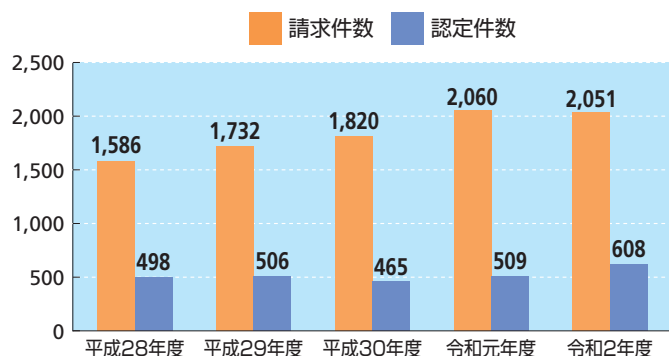
参考データ

高額民事損害賠償事例

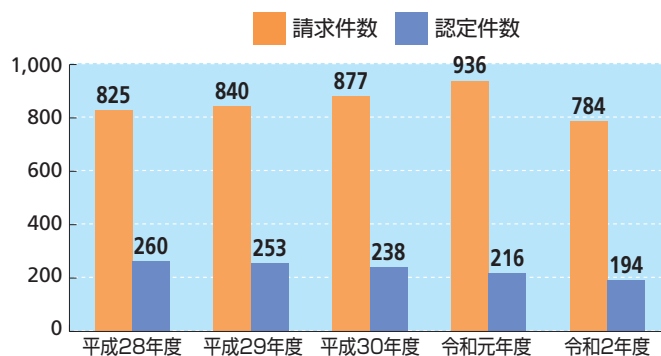
判決認容額	業 種	判決年	症 状	原 因
1億9,869万円	製造業	2008年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	2010年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	1994年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	2002年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	1996年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	2000年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

※損保ジャパン調べ

精神障害等による労災請求・認定件数の推移



脳・心疾患による労災請求・認定件数の推移

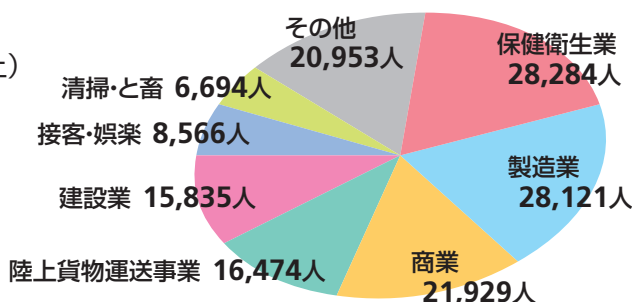


近年、過労死や心の病による労災請求が急増。企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています。

出典：厚生労働省 令和2年度「過労死等の労災補償状況」

死傷災害発生状況

(死亡災害および休業4日以上)



労働災害はあらゆる
業種で多発！

死傷者数
合計
約 14.6万人

※出典：厚生労働省
「令和3年労働災害発生状況(速報)」

補償を 選ぶ ②

雇用リスクへの備えとして、 雇用慣行賠償責任補償の付帯を お勧めします！

トラブルの 増加

① 近年、以下のような労使間のトラブルが増加しています。



このようなトラブルは、経営者の皆さまの知らないところで発生していることがほとんどであり、「訴えられてしまい、初めて問題があったことに気づく」ことになってしまうようなケースも少なくありません。

法律の改正

② 「企業がハラスメントへの対策を講じること」が、
法律で義務になりました

パワハラ防止法等^(※)の成立により、セクハラ・パワハラの防止に関わる事業主の責務が明確化(中小企業においては、**2022年4月より義務化**)されました。

(※)「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

トラブル事例 ※実際の事例を基に想定した事例です。業種、金額等修正を加えています。

■トラブル事例①ハラスメント

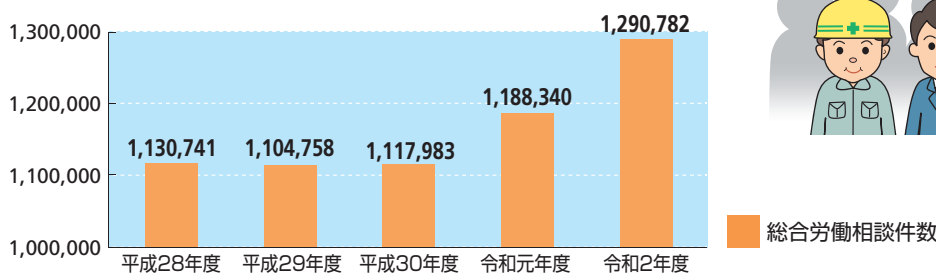
企業Aは、元従業員より、「上司だった従業員から繰り返しセクハラを受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、退職を余儀なくされた」こととして、**2,000万円の損害賠償請求を受けた。**

■トラブル事例②不当解雇

企業Bは、業績の悪化により整理解雇を行った元従業員より、「整理基準、人選が合理的でなかった」こととして、就労できなかった期間の逸失利益として**1,000万円の損害賠償請求を受けた。**

参考データ

■全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数



約50人に1人の
潜在リスク^(※1)

(※1) 潜在リスクとは、相談件数を日本の労働人口(約6,676万人)で割ったものをいいます。

【引用・参考】厚生労働省「令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況」

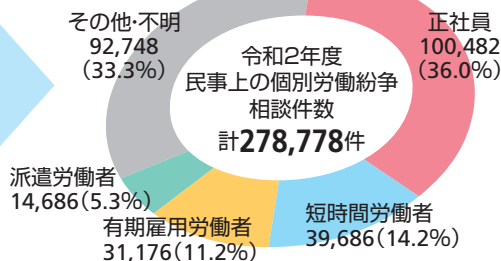
解雇や、職場におけるいじめ等の相談件数は、年間120万件を超えています！

■民事上の個別労働紛争・就労形態別の件数

相談者の種類

労働者	232,007(83.2%)
事業主	27,735(9.9%)
その他	19,036(6.8%)

※事業主からの相談は、相談対象の労働者の就労形態を計上している。



3割以上が
正社員以外の方
とのトラブル

【引用・参考】厚生労働省「令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況」

コロナ禍を経て、パート、アルバイト、派遣労働者の方とのトラブル事例も増加！

特長

補償内容

参考データ

ご加入について

ここからだの
ホットライン

サクセスネット

ストレスチェック
サポートサービス

企業向けサービス

あらし

ご加入について

1

ご加入 対象者

商工会議所の会員事業者

(※政府労災保険に加入している事業者にかぎりません。)



2

必要書類

新規・中途・継続加入共通

- ・ 加入依頼書
- ・ 預金口座振替依頼書(注)

(注) 新規・中途加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

- ・ 事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書

3

掛金の 払込方法

掛金^(注1)は補償開始月の翌々月12日(休日の場合は翌営業日)より毎月引落としとなります。

なお、通帳へは「NSカイギシヨG」^(注2)と印字されます。

(注1) 月額保険料に制度維持費(税込み)100円が加算されたものです。

制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2) 金融機関により通帳印字が異なる場合がございます。

4

申込 締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1) 新規ご加入の場合

2022年10月1日補償開始の場合：2022年9月15日

2022年11月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月15日

(2) 継続ご加入の場合

2022年10月1日補償開始の場合：2022年9月1日

2022年11月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月1日

(3) 変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月1日付での変更を受付けています。変更月の前月15日までに取扱代理店までお申し出ください。

なお、振替口座は変更月の翌々月12日より変更されます。

5

お手続き について

- 貴社の直近会計年度の全年間売上高(消費税込み)により保険料を算出します。 ※新規事業者の場合は事業計画により保険料を算出します。

- すべての従業員の方が包括的に対象となり、ご契約時に名簿の提出は不要です。

- 従業員の入れ替わり、人数の変動による手続きは不要です。

※従業員の方が退職・入社で入れ替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があってもその都度のお手続きは不要です。従業員数の通知等の面倒な手続きはなく、すべての従業員の方が自動的に補償の対象となります。

- 医学的診査・健康告知は不要です。

- 売上高の変動による保険料の請求・返還手続きは不要です。

- 保険期間終了後の保険料精算はありません。

ご加入企業さまは“**無料**”でご利用いただけます！

こころとからだホットライン



「こころとからだホットライン」は、業務災害補償プランにご加入いただいた企業の役職員のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス (24時間・365日)

※各電話相談サービスは、1回あたり30分程度のご利用が目安となります。

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポート

●人間ドック紹介

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

●郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介します。

●検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

専門医相談 (予約制)

より専門的な相談を希望される場合に、医師と電話で相談頂くことが可能です。※ご利用は一部の科目に限ります。

医療機関情報提供

●緊急時の医療機関情報の提供

夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報を提供します。

●専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談 (予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談 (予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルス 対面 カウンセリング

全国約100か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)



●1回は約50分まで

●予約受付は

平日 9:00～22:00 土曜 10:00～20:00

※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。

メンタルヘルス 電話 カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。



●利用時間

平日 9:00～22:00 土曜 10:00～20:00

※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。

●回数制限なし

メンタル IT サポート (Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



人事労務ご担当者さま向けサービス (平日9:00～17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

※1 ご利用は、ご加入後にお送りする「業務災害補償プラン」加入証明書記載の「こころとからだホットライン」専用の電話番号にご連絡ください。

※2 本サービスは損保ジャパンの提携業者を通じて提供します。

※3 お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、加入者番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

※4 ご利用は日本国内からにかぎりあります。

※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※6 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特長

補償内容

参考データ

ご加入について

こころとからだの
ホットライン

サクセスネット

ストレスチェック
サポートサービス

企業向けサービス

あらし

入会のご案内



サクセスネット

Success Net があなたの会社をサポートします!

中小企業のお客さまの経営に役立つ情報の提供と事業発展、福利厚生充実とリスクマネジメント体制の向上などを図ることを目的として、第一生命と共同運営する会員制の無料サービスです。ビジネスマスター・プラスのお申込みと同時^(※)にご入会いただけます。

※お申込みからご利用まで1～2か月程度お待ちいただいております。すぐにご利用されたい場合は、サクセスネット「入会のご案内」パンフレットからお申込みいただくか、サクセスネットホームページのトップ右上から直接お申込みください。

団体契約の場合は契約者のみが同時入会可能です。団体契約の契約者以外が入会を希望される場合も、サクセスネット「入会のご案内」パンフレットかサクセスネットホームページのトップ右上からお申込みください。

入会金・年会費は一切不要です。ぜひご入会ください。

●会員専用ホームページ <https://sj-successnet.kalep.net/>

サービスご利用の流れ ※サービス内容は、予告なく変更する場合があります。

①入会のお申込み

会員規約に同意のうえ、申込書にメールアドレスを記入してお申込みください。

同一企業内での登録者の追加も可能です。

会員登録完了後、サクセスネットにログインいただき、マイページより追加したい同僚の方を招待してください。

②会員登録URLの通知

会員登録用のURLが、申込書に記入したメールアドレスへ送られてきます。

③登録の完了・各種サービスのご利用

メールに記載のURLにアクセスし、登録を完了させてください。即日ご利用いただけます。

主な
マークの
見方

インターネット サクセスネットホームページからご利用いただけるサービス

無料 無料でご利用いただけるサービス

TEL 電話でご利用いただけるサービス

有料 有料でご利用いただけるサービス

サービスにより電話番号が異なりますのでご注意ください

ご優待 会員ならではの優待価格でご利用いただけるサービス

ビジネス支援

各種診断に基づく、各分野の専門家によるアドバイス、労務管理上のよくある問題と解決策など、企業経営の課題解決を強力に支援するサービスをご提供します。

■ 人事・労務関連診断サービス

インターネット 無料

簡単なアンケートにお答えいただくだけで、企業の人事・労務に関する診断レポートをお届けします。

全ての診断サービスで、信頼と実績のある社会保険労務士による無料相談(約60分)も可能です。

助成金受給可能性診断サービス

厚生労働省の各種助成金は、労務環境を整えるなどの要件を満たせば受給でき、返済義務もありません。

受給可能性のある助成金について診断します。

労務リスク診断サービス

過労死やハラスメント、未払い残業代など、企業を取り巻く労務関係のリスクは多々存在します。労働災害や労務トラブルなど“潜在化しているリスク”について診断します。

提供会社: 中小企業福祉事業団

■ 労務相談110番

インターネット 無料

会員の皆さまが日頃の業務の中で疑問に感じることの多い労務関連の悩み等を、Q&A形式でお答えします。

最新情報の提供

よくあるQ&Aを掲載

便利な検索機能

提供会社: 社会保険労務士法人川口人事労務総研

■ セカイコネクト

インターネット ご優待

日頃から海外バイヤーと直接やり取りしている専門家集団が、海外進出をお手伝いします。国別のマーケット情報や、29カ国から寄せられる商談情報の提供、電話やメールでの無料相談(一往復)、マッチングツール割引提供などがあります。

※契約期間は一年間です。

提供会社: COUXU株式会社

■ 自社株簡易評価サービス

インターネット 無料

事業承継を検討するにあたって「自社株の評価を知りたい」など、悩みの解決をお手伝いします。アンケートにお答えいただくだけで、簡易版の自社株評価診断を行います。後日、詳しい自社株の評価結果をお届けします。

提供会社: 税理士法人山田&パートナーズ

■ 入札情報提供サービス

インターネット 有料

「入札」は官公庁・自治体より、年間100万件公示されています。その6割は「購入や役務案件」で、業種を問わず「売上拡大」の大きなチャンスとなります。今後公示される案件の中で「貴社が該当する情報だけ」を「公示時」にタイムリーにお届けするサービスです。(既に公示されている案件も検索可能)

提供会社: インクグロウ株式会社

■ HP作成支援サービス

インターネット 有料

「ホームページを作成したい…でもお金はかけたくない」そうお考えになる企業さまが本サービスを1年間で約1,000社がご利用になりました。採用の際や取引拡大等、ホームページはいまや必須となる時代です。初めての方でも低コストで「プロ仕様のホームページ」が作成可能です。

提供会社: インクグロウ株式会社

■ IT顧問

インターネット 有料

長くIT業界でセキュリティやWebサービスに携わっている専門家集団が、IT案件(システム開発、ITサービス導入など)のスムーズな進行をお手伝いします。見積もり金額の妥当性チェックや、ニーズにあったITサービス選定など、なんでもお気軽にご相談ください。

※会員限定サービスです。

提供会社: 株式会社電警

■ 企業のリスク対策に関する総合支援

インターネット 有 料

多様化する企業のリスクマネジメント活動を全般的にご支援します。

リスクマネジメント事業

全社のリスクマネジメント(ERM)や事業継続(BCM・BCP)等のコンサルティング・サービスをご提供します。

- リスクマネジメントに関する研究・開発、調査、診断業務
- リスクマネジメントに関するコンサルティング業務
- 各種法定業務(発電設備調査等)

サイバーセキュリティ事業

サイバーリスクの特定・分析・評価からセキュリティ対策の方針策定・導入支援、インシデントの検知・対処支援をご提供します。

- 脆弱性診断サービス
- サイバーリスク評価サービス
- サイバーセキュリティ対策サービス
- セキュリティインシデント監視・検知、復旧支援

提供会社: SOMPOリスクマネジメント株式会社

■ 従業員の健康に関する総合支援

インターネット 有 料

従業員の健康保持・増進の取り組みを、経営的視点から考えて戦略的に実践するための様々なサポートをいたします。

健康経営コンサルティング

組織体制・従業員の健康状態についての十分な現状確認から始め、課題を明確にし、その上で具体的な対策を定め、実効性の高い健康経営体制構築の支援をいたします。

健康診断・健康管理業務効率化サービス

健康診断に関する医療機関紹介、予約精算などの一括代行サービスや、クラウド上での従業員のこころとからだの情報および就労情報の一元管理システムで、健康管理業務を効率化します。

各種メンタルヘルス対策

保健師等の医療専門職による不調者事例対応や、総合的な産業保健体制構築支援。ストレスチェックの運営、およびチェック結果に基づく職場環境改善コンサルティングの実施。社外相談窓口の設置。様々なニーズに合わせた研修の実施。産業医業務委託。 など

提供会社: SOMPOヘルスサポート株式会社

ビジネス情報

分かりやすい業界動向、経営戦略の立案、すぐに使える会社規程集など、情報収集から実務にまで使えるビジネス情報をご提供します。

■ 日経BP記事配信サービス

インターネット 無 料

Powered by 日経BP BizBoard
「日経BP社」が刊行する雑誌記事やWEBニュース等を配信。

絶え間なく動く業界・企業の先端情報や、最新のトレンド情報を毎月お届けします。

メールマガジンでも毎月配信

提供会社: 株式会社日経BP
※画像はイメージです。



■ F C REVIEW

インターネット 無 料

毎号テーマを変えた特集記事をはじめ、コンサルタントからの提言、有識者のコラムなど、毎日のビジネスに役立つ情報をお届けします。

提供会社: 株式会社タナベ経営

■ ビジネス文書・法令文書

インターネット 無 料

申請届出ナビゲーション ジャブリック

契約書式、会社規程等の書式や税務署、労働基準監督署などの公的機関へ提出する届出書式(約2,000種類を収録)などが、ホームページから簡単にダウンロードできます。ダウンロードした書式にパソコンで必要事項を入力して作成できます。記入例も収録していますので、書類の作成に手間がかからず、仕事の効率もグンとアップします。

■ ビジネスレポート

インターネット 無 料

就業規則などすぐに使える会社規程集、建設、製造、運輸などの業界動向、経営者が知っておきたいマネジメント情報など、1,000本以上のレポートをホームページ上で検索し、取り出せます。

●レポートの種類

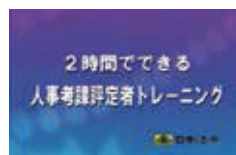
会社規程	経営一般	税務・財務・会計・監査
営業・販売	法務・支援制度	総務・人事

など

提供会社: 株式会社日本情報マート

好評配信中!

専門家による実務に役立つ
各種セミナー
動画コンテンツ
「ビデオライブラリ」が
ご覧いただけます。



提供会社: 株式会社日本法令

福利厚生

■ 福利厚生サービス

TEL ご優待

福利厚生倶楽部

保養所・育児・介護サービスなど10,000種類以上の福利厚生メニューを会員価格で利用できます。

※実際の利用にあたっては、提供会社との個別契約が必要となります。
提供会社: 株式会社リロクラブ

WELBOX

従業員の皆さまへ福利厚生メニューとして、国内26,000の宿泊施設や海外のホテルも利用でき、健康増進・育児・介護・自己啓発・エンターテインメントなどを会員価格で利用いただけるサービスです。

※実際の利用にあたっては、提供会社との個別契約が必要となります。
提供会社: 株式会社イーウェル

■ ホテル優待サービス

インターネット ご優待

全国のホテル・リゾートホテルが会員優待価格で利用できます。

提供会社: 株式会社東急ホテルズ、藤田観光株式会社

■ 健康支援サービス

TEL ご優待

企業や健保組合の各種健診事業をワンストップで代行します。

※実際の利用にあたっては、提供会社との個別契約が必要となります。
提供会社: 株式会社イーウェル

自己啓発

■ 書籍ダイジェスト

インターネット ご優待

経営に役立つビジネス書のダイジェスト情報を提供します。

提供会社: 株式会社情報工場、日本デイトムサプライ株式会社

■ セミナー情報

インターネット ご優待

経営者向けセミナーや幹部社員向け研修会などをご案内します。

提供会社: ラーニングエッジ株式会社

特長

補償内容

参考データ

ご加入について

ここからだの
ホットライン

サクセスネット

ストレスチェック
サポートサービス

企業向けサービス

あらし

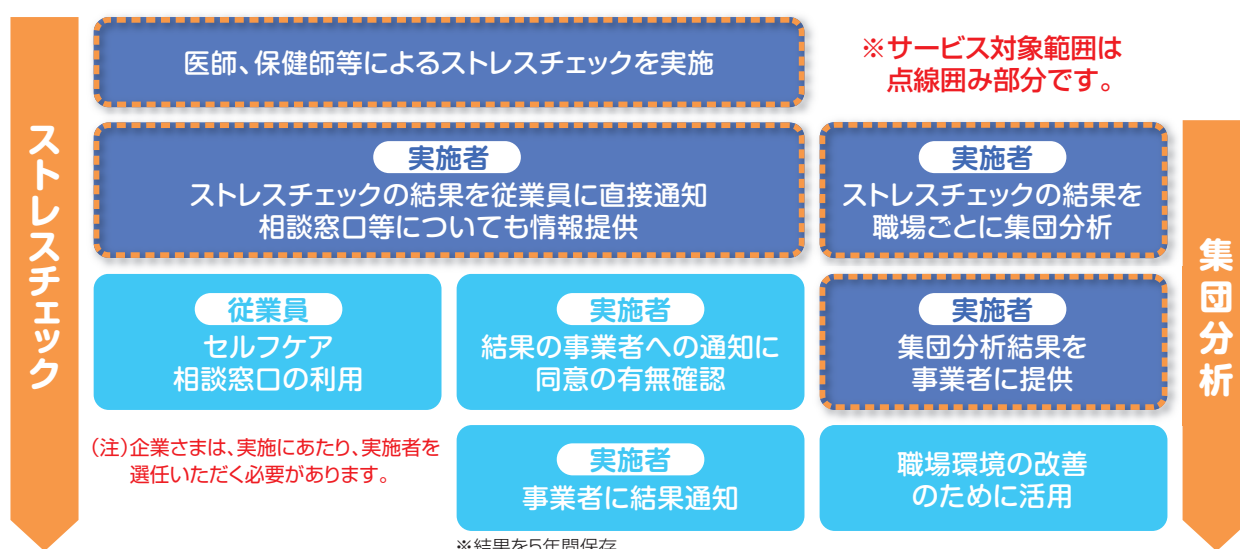
業務災害補償プランご加入企業さま向け

ストレスチェックサポートサービス

2015年12月の労働安全衛生法の改正により、従業員50人以上の事業場については事業者（企業）に対し従業員のストレスチェックが義務化されました。それに伴い、業務災害補償プランにご加入いただいている企業さまに、商品付帯サービスとしてストレスチェック義務化をサポートする以下のサービス「ストレスチェックサポートサービス」をご用意しています。ぜひご活用ください。



ストレスチェックサポートサービス サービス内容



● サービス提供内容一覧 (注) ※部分は、企業さまのご担当者(実施者を含みます。)のシステム操作が必要となります。

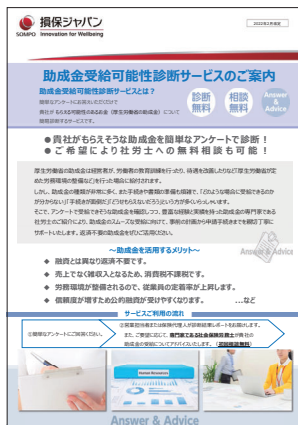
大項目	小項目
サービスの対象	WEBによるストレスチェック
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定※
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール※
検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
	従業員への相談窓口の表示
	事業者への集団分析結果の提供※
	実施者へのストレスチェック結果の提供※
検査終了後	労働基準監督署への提出書類作成※

- 本サービスは損保ジャパンの提携業者を通じて提供します。
 - ストレスチェックはWEBによる実施となりますが、通信環境やセキュリティ等、インターネットご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
 - この無料サービスは、ストレスチェック制度の一部を実施するものであり、義務化範囲のすべてをカバーするものではありません。
- ※詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損保ジャパンの企業向けサービス

1 助成金受給可能性診断

簡単なアンケートにお答えいただくだけで、厚生労働省の助成金の受給可能性が診断できるサービスです。

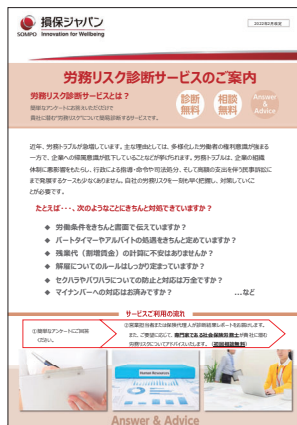


《こんなお客さまにお勧め》

- もらえるお金はもらっておきたい!
- こんな取り組みをする予定がある
 - ・非正規社員の待遇改善
 - ・社員教育の充実
 - ・女性の活躍推進 など

2 労務リスク診断

簡単なアンケートにお答えいただくだけで潜在化している労務リスクの診断ができるサービスです。

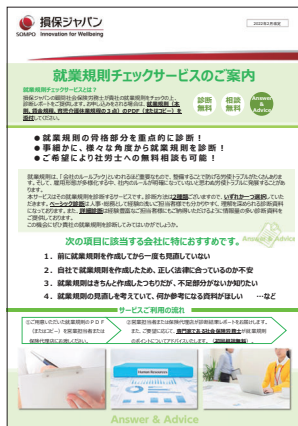


《こんなお客さまにお勧め》

- 労務トラブルの火種がないか心配だ…
- トラブル回避のためにできることはやっておきたい…

3 就業規則チェック

お客さまの就業規則に問題がないか、各条文ごとに社会保険労務士によるチェックが受けられるサービスです。



《こんなお客さまにお勧め》

- 就業規則を作成(改定)したのがいつか分からない
- トラブルを招く規定がないか不安だ…
- 法改正に対応していない箇所があるか見て欲しい

4 ストレスチェック導入事前相談サービス

ストレスチェック関連の社内規程や社内文書のひな形のご提供に加えて、運用面での相談ができるサービスです。



《こんなお客さまにお勧め》

- ストレスチェックへの対応の仕方が全く分からない…
- まずは、社内規程や社内文書などの形を整えておかなければ…

全てのサービスについて、社会保険労務士が相談(初回無料)に応じることが可能です。
また、上記サービス以外のご相談にも対応します。

特長

補償内容

参考データ

ご加入について

ここからだの
ホットライン

サクセスネット

ストレスチェック
サポートサービス

企業向けサービス

あらし

緊急時サポート総合サービス

オプション補償である雇用慣行賠償責任補償特約をセットいただくと、
事故が発生した場合に必要な各種対応を支援する
「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。

サービス概要

緊急時広報支援

- 記者会見実施支援
- 新聞社告支援 など

(株)ブラップコンサルティング

年間200社以上の危機管理広報に携わる、「メディア側の論理」と「企業がマスコミ対応をする視点」の両方を兼ね備えたコンサルティング会社
SOMPOリスクマネジメント(株)
企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社

- SNS炎上対応支援
- WEBモニタリング、緊急通知支援 など

(株)エルテス

風評被害対策のパイオニアであり、政府系ファンド等からの出資もあり、メディアにも多数紹介されている企業

エデュケーション機能

- ハラスメント事故発生後の研修などサポート

SOMPOリスクマネジメント(株)

企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社

コーディネーション

- 各種サポートの調整 など

SOMPOリスクマネジメント(株)

企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社

サービス提供業者は2022年5月現在の内容です。サービスの内容は予告なしに変更となる場合があります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：事業活動総合保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。
- 保険契約者：日本商工会議所
- 保険期間：2022年10月1日午後4時から2023年10月1日午後4時まで1年間となります。
以降毎月15日までの受付分について、受付日の翌月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2022年9月15日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は、ご加入時の加入依頼書をご確認ください。
- 加入対象者：各地商工会議所の会員事業者(※政府労災保険に加入している事業者にかぎりません。)
- 被保険者：各地商工会議所の会員事業者(使用者賠償責任は会員事業者の役員、建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます。)ならびにその役員も含みます。)
- 補償対象者：
 - ・被保険者の正規従業員・臨時雇従業員
 - ・追加補償対象者※追加補償対象者とは次のいずれの者およびその構成員をいいます。
 - ①建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約^(注)における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。
(注) 被保険者が日本国内で行う業務にかかる下請契約にかぎりません。
 - ②貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人^(注1)および業務委託契約における受託人^(注2)をいいます。
(注1) 数次の請負による場合の請負人を含みます。
(注2) 数次の業務委託による場合の受託人を含みます。
 - ③もっぱら被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設^(注1)内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約^(注2)に基づき、被保険者の業務に従事するもの
(注1) 事務所、営業所、工場等をいいます。
(注2) 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。※ご希望により、被保険者の役員・個人事業主、出向者を補償対象者に含めることができます。
- お支払方法：2022年12月よりご指定の口座から毎月引落とします。(12回払)
加入のお申込みは随時受け付けます。加入日(保険始期日)の翌々月よりご指定の口座から毎月引落とします。
※制度維持費として1加入者ごとの月額保険料に制度維持費100円が加算されます。
(注)制度維持費は、事務手続き費用等(口座振替手数料等)に充当します。そのため、引き落とし後の返金はありません。
※引落としが出来なかった場合(資金不足等の場合)は、翌月に2か月分を引落とします。2か月連続で引落としが出来なかった場合は最初に引落としできなかった月の前々月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落としから2か月連続で引落としが出来なかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。
- お手続き方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。保険料につきましては、保険期間開始日の翌々月から毎月引落とします。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、脱退される月の前月15日(休日の場合は翌営業日)までにご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合】

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなどをされた場合に、次の(1)から(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 貴社が災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
(2) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

加入者証の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
①死亡補償保険金 ^(注1)	業務中のケガなど ^(注2) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%～4%を限度にお支払いします。 ※後遺障害補償保険金の等級別保険金支払割合を変更することも可能です。詳しくはP17をご覧ください。
③入院補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎりず。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含まれます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じん帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。
	薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 オプション	次のア、またはイ、の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなど ^(注2) により事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注3) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア、以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注3) に対して、10万円を限度にお支払いします ^(注4) 。
⑦臨時費用保険金 (入通院臨時費用補償特約) オプション	業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された費用等を補償する特約です。 以下の費用をお支払いの対象とします。 ①公的医療保険制度に規定する一部負担金およびその他補償対象者が治療のために病院、診療所に支払った費用 ②医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用 ③入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養費および生活療養費のうち食事の提供に要する費用 など
⑧入院一時金補償保険金 ^(注5) オプション	業務中のケガなど ^(注2) により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. 入院補償保険金支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超過していること
⑨休業補償保険金 オプション	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。補償期間(てん補期間)は、180日・362日・727日・1,092日から選択いただけます。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
(注1)すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2)貴社の役員・個人事業主のみ業務外のケガも対象とすることができます。ただし、貴社の役員・個人事業主以外の補償対象者については、業務外のケガを対象とすることはできません。

(注3)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎりず。

(注4)追加補償対象者については、補償の対象外です。

(注5)1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎりず。

用語の説明

用 語	説 明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業 務 中	貴社の業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患 など	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注) または解離性大静脈瘤などをいいます。 (注)心臓性突然死を含みます。
ケ ガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補 償 金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ
(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ

など

保険金の種類①から⑤までおよび⑧、⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の病気(業務上の症状を除きます。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

特約の概要

特約の概要

特約の名称	特約の内容
クレーム等対応費用補償特約 オプション	業務に関連する「暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為」および使用人の信用棄損等の行為によって、被保険者が事故を解決するためにクレームコンシェル(注)の承認を得て負担する弁護士費用をお支払いする特約です。ただし、損保ジャパンが認めた弁護士費用にかぎります。 (1事故につき70万円、保険期間を通じて140万円が限度となります。) ※クレームコンシェルによるクレーム解決サポートサービスも提供します。 専門相談窓口【クレームコンシェル】 ご相談は無料 豊富な知識と経験を有するプロのスタッフが安心のサービスをご提供します。 ※サービスの利用については、担当営業店または取扱代理店へご照会ください。 (注)損保ジャパンが指定する、クレーム行為を解決するための窓口をいいます。

特長

補償内容

参考データ

ご加入について

ここからだの
ホットライン

サクセスネット

ストレスチェック
サポートサービス

企業向けサービス

あらし

特約の概要(続き)

特約の名称	特約の内容
従業員による 不誠実行為補償特約 オプション	被保険者の業務に従事中の使用人が、自己の職務上の地位を利用して「窃盗・強盗・詐欺・横領または背任行為」を行ったことによって日本国内で発生した事故により、被保険者が所有する「業務用の設備・什器等および商品・製品等」または「業務用の通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物」に生じた損害を補償します。(保険期間を通じて100万円が限度となります。1事故につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)
使用者賠償責任補償特約(自動セット)	補償対象者が業務 ^(注) に従事中の偶然な事故によりケガなどを被ったことについて、貴社や貴社の役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア. からウ. までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。 ア. 政府労災により給付される金額 イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ. 災害補償規程などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額 (注)追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務とします。
脳・心疾患等補償特約(自動セット)	・補償対象者が身体の障害を被った原因が、労災保険法等で給付が決定された「脳血管疾患」「虚血性心疾患等」「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」に起因する場合、補償保険金をお支払いする特約です。 ・使用者賠償責任補償特約においても「脳血管疾患」「虚血性心疾患等」「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」に起因する損害賠償を補償する特約です。
共同企業体(甲型JV)の取扱いに関する特約 (自動セット)	貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、その企業体が行う工事に関わる業務に起因するケガなどを補償する特約です。
雇用慣行賠償責任補償特約 オプション	以下の行為に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。(1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円、保険期間を通じて特約の保険金額限度) ①雇用上の差別 ②不当解雇 ③セクシャルハラスメント(注) ④マタニティハラスメント(注) ⑤パワーハラスメント(注) ⑥ケアハラスメント(注) ⑦モラルハラスメント(注) (注)具体的な行動や発言を行った補償対象者個人に損害賠償請求がなされた場合は、お支払いの対象となりません。
後遺障害補償保険金 支払割合変更特約 オプション	普通保険約款に定める後遺障害補償保険金の等級別保険金支払割合を変更する特約です。
入院補償保険金および手術補償保険金 支払日数延長特約(1,000日用) オプション	入院補償保険金および手術補償保険金の支払限度日数を180日から1,000日に延長する特約です。
天災危険補償特約 オプション	地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)
保険金支払に関する特約 オプション	保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。
死亡のみ補償特約 (使用者賠償責任補償特約用) オプション	使用者賠償責任補償特約の補償を補償対象者が死亡した場合に限定する特約です。

ご加入にあたっての注意

貴社において災害補償規程などを 制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規程などを 制定していない場合には…	①企業が補償を行いたいと考える契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

1 告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

■加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

2 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3 クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

4 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

5 保険契約の無効、取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など

III 万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、パンフレット裏面記載の事故サポートセンターへご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類		必要書類の例	
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類		保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類		事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③ 損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類		診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票	など
④ 保険の対象であることが確認できる書類		売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書	など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類		同意書	など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類		示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書など	など
⑦ 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類		承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書など	など
⑧ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類		他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など	など

(※1) 損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記2の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

II 契約締結後における注意事項

1 通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。(※)

■災害補償規程などの変更

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。)

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(3) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Ⅳ その他で注意いただきたいこと

1 保険期間について

- (1)この保険の保険期間は1年間です。
(2)保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

2 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 個人情報の取扱いについて

- 日本商工会議所は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○日本商工会議所は、本契約に関する個人情報を、各地商工会議所に提供します。
○損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、日本商工会議所、各地商工会議所、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を日本商工会議所ならびに各地商工会議所に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
○日本商工会議所ならびに各地商工会議所は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他日本商工会議所ならびに各地商工会議所が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

事故発生時の対応

【事故サポートセンター】 **0120-501-380**

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 〈通話料有料〉

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

【担当営業店】

〈受付時間〉

平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【商工会議所名】

【取扱代理店】

【募集文書作成担当店】 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

〈受付時間〉 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)